令和7年度助成要綱見直し概要

令和7年度助成要綱の見直しにより、変更となった点を抜粋

| 助成プログラム | | 主な変更点 |
|-------------------|-------------------|---|
| ○創造プログラム | 一般分 | 【事業要件】 ・ [自主性] の要件について、NPO等との連携を含むものである旨明記する。 ・ [制作手法] の要件を [モデル性] の要件に変更する。 ・ [入場料] の要件について、地域伝統芸能に関する事業は、入場料、参加料等の徴収を必ずしも要しないこととする。 |
| | | 【申請要件】 ・同一地方公共団体の重複採択を認めることとする。 |
| | | 【その他】 ・地域の人材を育成する観点から、アーティスト等の提案に基づき企画制作されたもの、表現の多様性を理解できるようなジャンル間のコラボレーションがあるものは、採択に当たり、判断材料とする。 ・複数の地方公共団体が連携して行う事業について、申請方法を追加する。 |
| | 企画制作力向上特別分 | 【事業要件】 ・ [自主性] の要件について、NPO等との連携を含むものである旨明記する。 ・ [制作手法] の要件を [モデル性] の要件に変更する。 【その他】 |
| | | 地域の人材を育成する観点から、アーティスト等の提案に基づき企画制作されたもの、表現の多様性を理解できるようなジャンル間のコラボレーションがあるものは、採択に当たり、判断材料とする。 |
| | 地域課題対処特別分 【新設】 | R7年度からの新設分 |
| 〇連携プログラム | | 【事業要件】 [自主性]の要件について、助成要綱の留意事項に、連携する各地方公共団 体等による企画や制作実施が認められないものは対象としない旨明記する。 |
| 〇研修プログラム | | 【事業要件】 [対象者]の要件について、地方公共団体の職員による文化芸術により地域の課題に向き合う取組を促進することを目的として行う、アートの手法を用いたワークショップ等を実施するものに限り、文化行政を担当しない地方公共団体の職員も対象とする。 |
| 〇公立文化施設活性化計画プログラム | | 【事業要件】 [対象事業]の要件について、類似する他の公立文化施設が評価を行う(い わゆるピア・レビュー)を含む旨明記する。 |